

資料紹介

「秋岡吉左衛門覚書 其ノ一」

熊本県博物館ネットワークセンター

堤 将太

熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナーズクラブ 「松橋地域史調査クラブ」

高口 明・田村 幸子・石坂 妙・藤井 弘子・林 晴美
市丸 かな子・大洞 一成・平川 俊幸・益田 興明・吉田 和義

はじめに

小稿は、熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナーズクラブ松橋地域史調査クラブ（以下松橋地域史調査クラブ）が解読を行った宇城市教育委員会に寄託されている「秋岡吉左衛門覚書 其ノ一」（以下「覚書一」）について、全文翻刻及び資料概要の紹介を目的とする。

まず、松橋地域史調査クラブとは、熊本県博物館ネットワークセンターのミュージアムパートナー制度における活動団体の一つであり、主な活動は、月に一、二回の頻度で、松橋地域に関する古文書の解読を行っている。その発足以来、解読に使用しているテキストが、宇城市教育委員会寄託「秋岡家文書」に含まれている「秋岡吉左衛門覚書」（以下「覚書」）である。

この「覚書」は、同一の台帳番号（六〇六）に全四冊が登録され、それぞれ「秋岡吉左衛門覚書 其ノ一」、「秋岡吉左衛門覚書 其ノ二」、「秋岡吉左衛門覚書 其ノ三」、「秋岡吉左衛門彦之丞覚書」の表題が付けられている。また、四冊の記載内容を合わせると、文化六年（一八〇九）から文政四年（一八二二）までに及び、表題に書かれている「秋岡吉左衛門」（以下彦之允）とは、熊本藩にあった下益城郡河江手永（現宇城市松橋町・小川町を管轄）に属した竹崎村の庄屋役を務めた人物であり、この人物が庄屋役を務める過

程で職務に関係する達書や下書きなどの記録を写したものが「覚書」である。

松橋地域史調査クラブの活動によって、竹崎村の庄屋職の職務について、そして、秋岡家や彦之允自身のことを知るきっかけとなった。そのため、小稿では史料の全文紹介を中心としつつも、さらなる理解のために、秋岡彦之允についても紹介し、その上で、「覚書一」の資料概要について述べることにしたい。

第一章 秋岡彦之允略歴

まず、「覚書」を作成した秋岡彦之允の略歴についてまとめておきたい。

図1にもあるように彦之允は、諱を経幸^①といい、始めに卯七^②、次に吉左衛門、最後は、彦之允と改名^③している。生年については、『文化十年 町在』に「当申四拾三歳^④」の表記がある。文化十年（一八一三）の干支は、癸酉であることから、この「当申」とは、前年の文化九年（一八一二）の壬申を指すものと考えられる。そのため、彦之允の生年は、おそらく明和六年（一七六九）頃と推定することができる。

表1をみると、彦之允の役職歴は、天明四年（一七八四）河江会所見習^⑤から始まっていることがわかる。以降は、河江会所小頭役、井樋方受込、河

江会所詰を歴任し、寛政十一年（一七九九）には、会所詰を御免⁵⁾となり、同年に父吉左衛門の後任として竹崎村庄屋役を引き継いでいる⁶⁾。享和三年（一八〇三）には、豊福村庄屋役を兼帯し⁷⁾、文化三年（一八〇六）になると、河江会所下代役を務めた⁸⁾。文化十年（一八一三）に、上小野村・中小野村の庄屋役を兼帯⁹⁾、文化十三年（一八一六）に下江村庄屋喜助の後見役を申し付けられ¹⁰⁾、文政二年（一八一九）になると小川町別当役も務めることとなった¹¹⁾。その後、天保四年（一八二二）病気により、庄屋役を辞め¹²⁾、その二年後の天保六年（一八三五）四月に病死している¹³⁾。

次に、表1から褒賞歴を見ておこう。

彦之允は、寛政十一年頃に会所役人などの役方を数年務めたことへの褒賞として「無苗に付御郡代直触¹⁴⁾」を仰付かっている。そして、享和四年（一八〇四）に御才覚銭として七匁五分と龍口御屋敷類焼寸志五十目を差し上げたことなどにより、「苗字御免」と「御惣庄屋直触」となっている¹⁵⁾。文政五年（一八二二）には、河江手永小川尻新開築立の際の諸手配への出精などにより、「御郡代直触¹⁶⁾」、最後は、天保四年に役方五十年出精などで「地主」となっている¹⁷⁾。

第二章 「秋岡吉左衛門覚書 其の一」について

ここでは、彦之允が残した「秋岡吉左衛門覚書 其の一」の資料概要を示しておきたい。

「覚書一」は、縦二十五・一センチ、横十九・四センチの豎帳仕立てで、丁数は、五十丁からなっている。図2を見ると、表紙に、本紙と同じ大きさの普通紙に「文化六年 秋岡吉左衛門覚書 其の一」と墨書きされ、その横に「彦之丞」と鉛筆書きされている。また、この帳面は、たこ糸で綴ってあり、このことから後世に綴り直したものである可能性が高く、表題についても、本紙に記された内容を参考に後世に作成された表題であることが考え

られる。

書かれた記録の多くは、文化六年（一八〇九）中のものであり、庄屋の秋岡吉左衛門もしくは山ノ口や頭百姓といった竹崎村役人との連名や近村の庄屋及び河江手永惣庄屋を務めた藤井常右衛門、下益城郡代を務めた安藤清助名義の記録も見られ、他にも熊本藩の奉行を務めた町孫平太と下津久馬連名の達書もあった。

「覚書一」の冒頭を見ると、藤井常右衛門からの十九条に及ぶ条書が見られる。この条書の二条目から六条目までは、「影踏」に関する項目で、その中でも五条目には、影踏の日程に関する記述が見られた。そこには、影踏の「日限刻限」として、「廿五日」に「松橋庭」と「会所庭」、その次の日の「廿六日」に「小川庭」と「東海東庭」に集合する様に伝えている。竹崎村がどの場所で影踏を行ったのかは、これ以後に影踏に関する記録が見られないために不明である。

このほかに「覚」と表題が付けられた記録に、「城ノ腰」や「了徳寺」といった竹崎村内などにあった「御山」で行われた植松と拾った樗実の数が記されている。これは、竹崎村の「御山口」を務めた平之允と庄屋の秋岡吉左衛門が杉島手永・廻江手永・河江手永の「山支配役」を務めた丸山弥平次に報告したもので、竹崎村では、松を四ヶ所で千五百本を植え、樗実については、六斗五升分を「去冬」に「拾置」いたとしている。

先に述べた近村の庄屋との記録は、秋岡吉左衛門と「中間村庄屋」を務めた幸右衛門及び「下中間村庄屋」を務めた幸助との連名のもので、内容については、「城ノ腰堤掛新井手」の「堀方」に関する応答記録となっている。

奉行を務めた町孫平太と下津久馬名義の達書については、奉行所からのお触れとなっている。その中には、三月二十四日付のお触れとして、宇土藩六代藩主及び熊本藩第八代藩主を務めた細川斉茲の五男として誕生した「長岡猪八郎」について、「御中老以上」は、「殿」と唱える様にとし、この他にも

「寺社御家人中末々子弟」などに対して、「猪」の文字や「同音」の字を付けている者への改めに関するお触れも見られた。

唯一、年代が違う記録としては、明和元年（一七六四）四月付御郡代中より御惣庄屋中・御山支配役中・横目役中・桑仕立受込一領一疋中宛の「覚」がある。この覚書は、養蚕に関するもので、「蚕飼方」や「桑仕立方」について条書で書かれている。また、覚の前に写されている四月付安藤清助より下益城御惣庄屋中宛の記録を見ると、先の覚書と同様に養蚕について記されているが、末尾に「先年及達候別冊相添申候条」とあることから、先の「覚」は、この「別冊」を指すものと考えられる。

最後に、「覚書一」の中には、四冊の帳面の写しもあった。その表題は、文化六年三月付「河江手永竹崎村紺屋職運上改帳」、同年同月付「河江手永竹崎村へ檀苗相渡申候小前帳」、同年四月付「下益城河江手永竹崎村宮村平馬殿上知高物成目録」、同年五月付「下益城河江手永竹崎村御山内曲木御払奉願候小前帳」とある。これらの帳面は、竹崎村に関する基礎資料の写しではあるものの、宇城市教育委員会寄託の秋岡家文書に原本が含まれていないことから「覚書一」に含まれている記録の重要性を示すものといえる。

おわりに

小稿では、「秋岡吉左衛門覚書 其ノ一」の作成者である彦之允の略歴と資料概要の紹介を行った。彦之允が残した「覚書一」について、先に示したように達書や近村庄屋との書状、帳面などが写され、その中には、見え消しのほか、いくつかの推敲の跡が見られるなど下書きと考えられるものも見られた。さらに、一部の年代順については、混同が見られたが、基本的には、年代順にまとめられていた。

この一庄屋が残した記録は、下益城郡河江手永や竹崎村といった地域に関すること、熊本藩における庄屋職の役割などを垣間見ることが出来る史料と

して、極めて有意義であると思われる。そのため、松橋地域史調査クラブでは、残りの三冊分の解説も進めているところである。その中で、「覚書」の記載内容について相互に見ることで、それぞれに写された記録について、より深く掘り下げることもできるかもしれない。

謝辞

翻刻にあたり、田中孝行氏をはじめとする歴代の歴史担当職員の皆様には、多大なるご助言・ご助力をいただき、また、宇城市教育委員会文化課の方々には、資料の閲覧や画像使用について、便宜を図っていただいた。ご協力いただいた皆様には、厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 『差紙』（宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九四）。上記の史料中に収録されている史料には、「宇七」という表記も見られる。
- (2) 『鰥寡孤独御備上納米通帳』（宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、三九七）には、紙面に「秋岡吉左衛門」の名前が書かれ、その上に「亥年 改名 秋岡彦之允」と書かれた貼紙がある。この帳面は、「文化九年壬申十二月」の日付が書かれていることから貼紙にある「亥年」とは次年の文化十年のことと考えられる。
- (3) 『御内意之覚』（永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『文化十年 町在』、熊本県立図書館複製本一四七六）。
- (4) 『御内意之覚』（永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『天保四年 町在』、熊本県立図書館複製本一四七六）。
- (5) 『御内意之覚』（永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『文化四年 町在』、熊本県立図書館複製本一四七六）。

- (6)前掲「御内意之覚」(『文化四年 町在』)。関連するものとして、「差紙」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九四)には、「親跡竹崎村庄屋役申付」とある。
- (7)前掲「御内意之覚」(『文化四年 町在』)。この他に「差紙」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九四)には、「豊福村庄屋善助跡当分申付」とある。
- (8)前掲「御内意之覚」(『文化四年 町在』)。この他に『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、五九四)には、三月付河江手永惣庄屋犬塚一太郎より竹崎村庄屋吉左衛門宛の史料が残されており、そこには、「下代役当分被仰付候」とある。
- (9)「差紙」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九四)には、「上小野村中小野村庄屋役兼帯申付」とある。
- (10)「差紙」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九四)には、「其元儀喜助届兼候筋諸事御心付後見可有之候」とある。
- (11)「差紙」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九四)には、「小川町別当役当分兼帯申付候」とある。
- (12)「覚」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九四)には、「病気差発役儀難相初由」とある。
- (13)「御内意之覚」(永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『文化六年 町在』、熊本県立図書館複製本一五〇七)。
- (14)「差紙」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『河江手永下代兼帯竹崎村覚庄屋吉左衛門』、五九二)。
- (15)前掲「御内意之覚」(『文化四年 町在』)。この他にも「御内意之覚」(『天保四年 町在』)にも同様の記述があるが、「差紙」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九四)では、「文化四年丁卯十二月二日御郡代間ニ而被仰渡候」とあり、先に示した二つには、「享和四年」としている。
- (16)「差紙」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九四)。
- (17)「差紙」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九四)、前掲「御内意之覚」(『天保四年 町在』)。

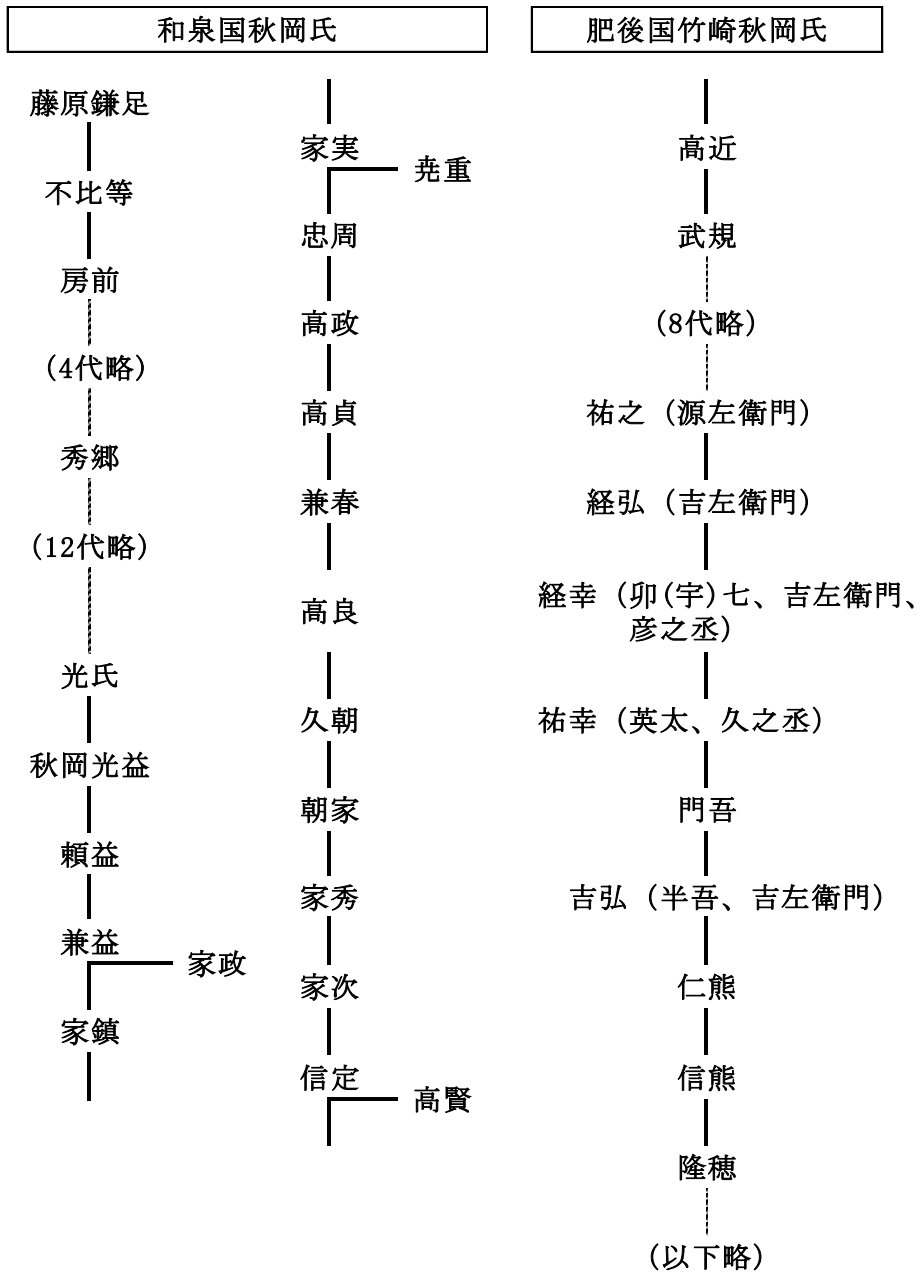


図1 秋岡家系図

* 『松橋町史』（熊本県下益城郡松橋町、1979）864頁「秋岡家系図（略）」より作成。名前については、『下益城郡誌 全』（名著出版、1973）、『松橋事蹟考』（熊本県下益城郡松橋町、1974）、「巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外」（宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、台帳番号594）、「御内意之覚」（永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『天保六年 町在』、熊本県立図書館複製本1507）を参考に修正。

年月日	任免・褒賞歴	年月日	任免・褒賞歴
(明和6年カ)	誕生	文化13年12月23日	下江村庄屋喜助後見役申付
天明4年	河江会所見習申付	文政2年卯7月17日	小川町別当役兼帯申付
天明5年12月	河江会所小頭役申付	文政4年6月25日	南小野村庄屋役差免、小川町庄屋役兼帯申付
寛政6年	井樋方受込申付	文政5年壬午4月15日	会所見習以来多年厚世話いたし且河江手永小川尻新開御築立諸手配等出精に付御郡代直触仰付
寛政7年	河江会所詰申付	文政12年丑12月8日	杉島新川掘替・立岡堤堀添初発より罷出夫仕等格別出精に付御届
寛政10年5月29日	去夏洪水の節塘筋防方之手配厚世話いたし水留御普請より本塘築立ニ相成候及荒地しらべ出精に付承届	(天保4年)	役方五十年出精いたし村方世話筋行届漸々成立にも相成候に付地土仰付
寛政11年	河江会所詰差免	(天保4年)12月18日	病気差発に付竹崎村庄屋役差免
寛政11年3月2日	竹崎村庄屋役申付	天保6年4月	病死
(寛政11年カ)12月26日	無苗ニ付御郡代直触仰付		
享和3年6月7日	豊福村庄屋役兼帯申付		
享和4年	御才覚銭并龍口御屋鋪御類焼ニ付寸志差出且役方多年相勤年々村方取教をもいたし奇特之儀ニ付苗字御免及御惣庄屋直触仰付	年月日不明分	
文化元年亥11月	寸志差出奇特之儀ニ付傘御免	4月26日	会所役(河江手永下代役)差免
文化3年3月	豊福村庄屋役差免、河江会所下代役兼帯申付	亥11月15日	北小野村庄屋役兼帯申付
(文化3年)3月	下代役当分仰付	12月16日	北小野村預差免
文化10年4月14日	上小野村・中小野村庄屋役兼帯申付	年月日不明	七百町新地御築立に付潮留并水埋御普請之節夫方召連罷出且御役人宿之儀取計出精に付鳥目1貫500文下置

表1 秋岡彦之允任免・褒賞歴一覧

*「河江手下代兼帯竹崎村覚庄屋吉左衛門」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、台帳番号592)、「巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、台帳番号594)、「御内意之覚」(永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『文化四年 町在』、熊本県立図書館複製本1233)、「御内意之覚」(永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『天保四年 巳十一日 町在』、熊本県立図書館複製本1476)、「御内意之覚」(永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『天保十年 町在』、熊本県立図書館複製本1560)を参考に作成。

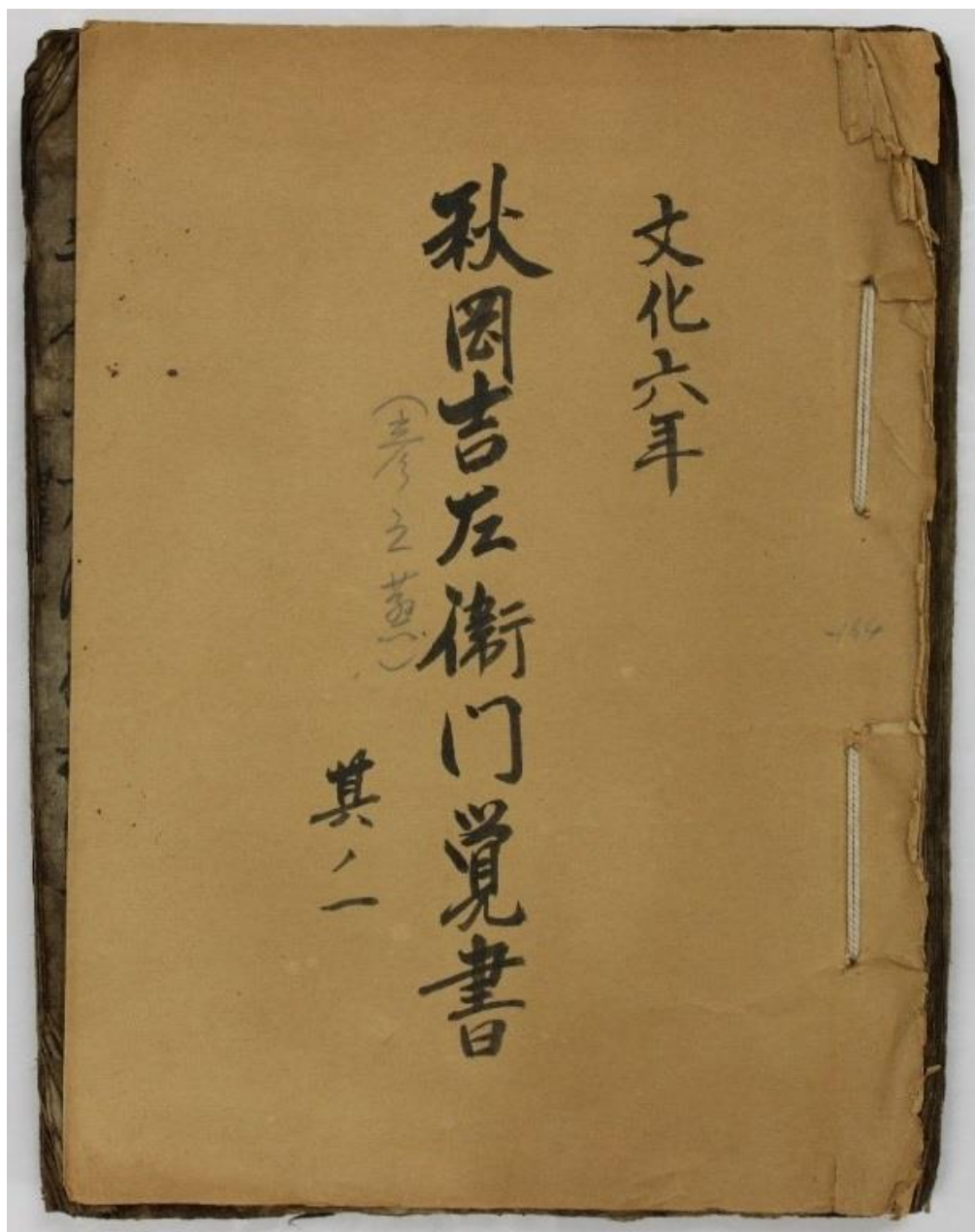


図2 秋岡吉左衛門覚書 其の一 表紙 (宇城市教育委員会寄託)

【凡例】

- ・史料の翻刻にあたっては、原史料の体裁に従うこととしたが、余白等の体裁については、一部変更した箇所もある。
- ・平出は、改行によって表し、闕字は一文字分の空白で統一した。
- ・漢字の字体は原則として常用漢字を使用した。
- ・虫損等で不明な文字は■とし、判読できなかった文字は□、字数が不明な場合は、「」で記した。
- ・合字の「ㇿ」は「より」、「メ」は「シテ」とし、反復用語の「と」は「々」に改めたが、「ㇿ」、「ㇿ」、「ㇿ」、「ㇿ」、「ㇿ」については改めない。
- ・正しい字が明らかな場合は（ ）、脱字は（脱カ）、推定できないものや意味不明の場合は、（ママ）と右に注記した。
- ・史料の各文章には便宜のために読点（、）や並列点（・）を付した。
- ・変体仮名は現行の字体に改めたが、次のものはそのまま使用した。
江（え）者（は）茂（も）而（て）之（の）与（と）
- ・人名等は、可能な範囲で（ ）の注記を付した。また、朱書き部分については、（朱書）と注記した。

【表紙】

文化六年
秋岡吉左衛門覚書

（鉛筆書）
（彦之丞）

其ノ一

【本文】

【二丁表】

覚

- 一、御高札之面十ヶ条、御郡御格式諸御法度筋、追々御達之趣違背無之様、相守可被申事
但、御受判形可被仕事
- 一、影踏人数御改ニ付而者、従前々有人者勿論、只今出生之者たりとも、老人も不洩様相改、書出可被申候、

【二丁裏】

且又長寿ニ相成候ハ、御祝茂被下候事ニ付、正年書違杯無之様、精々心を付、帳書中無念無之様申談之事

- 一、切支丹宗門御改ニ付而者前条之通、影踏被仰付事ニ者候得共、若「」宗門之者有之候ハ、早速可被申出候、則、御受書物血判可被仕事

【二丁表】

- 一、影踏一卷諸帳面来ル十八日限調達之事

一、影踏日限・刻限左之通

- 一、松橋庭 廿五日 四ツ半時揃
- 一、会所庭 同日 八ツ時揃
- 一、小川庭 廿六日 六ツ半時揃
- 一、東海東庭 同日 四ツ半時揃

【二丁裏】

- 一、影踏ニ罷出候男女、不風俗之体無之様、且又踏通り候節、慮外ヶ間敷儀無之様、随分礼々敷踏通候様、可被申付候事

但、松橋町・小川町へ罷出候 〔人数〕

影踏相仕廻不申内酒抔決 〔而〕

吞不申様、可被申付事

一、村々用水御普請之儀、早々取

〔三丁表〕

掛可被申候、左候而、其趣可被相違事
一、往還道端危所々々者、丈夫ニ取繕、平日

心を付可被申儀勿論ニ候間、聊■
愈り無之様、可被相心得候事

一、去年分諸出銀通帳、当月中ニ
相達可被申事

一、当春高地出入早々相極、帳面
達方之事

〔三丁裏〕

一、手遊・賭事等聊之事たりとも、
決而不仕様兼々可被申付事

一、烏乱体之者入込候ハ、早々村方
払出可被申候

但、御尋者有之節ハ、猶以村■
野山たりとも委敷吟味可被
仕事

一、村内ニ而商 〔六脱カ〕 敷いたし候者も有之

〔四丁表〕

候ハ、急度指押可被申候、勿論
德利酒売候者第一吟味仕、有無
可被相違事

但、商札御免之者、御免之品 〔タカ〕
勝手次第之事

一、村町若者共かりそめニも、三味線・
〔浄瑠璃〕

小唄・静瑠理・碁・碁将等、習イ

不申候様、かたく被申付、御百姓者

〔四丁裏〕

農事之道、町家ハ商事之道、
能義心得候様、各より教示方
第一ニ候事

一、御儉約之儀、今年より猶又三ヶ
年被仰付候間、今迄之通相心得
居可被申事

一、牛馬売買之儀ニ付而者、従前々
御法茂有之候得共、尚又当春御

〔五丁表〕

改正被仰付候ニ付、牛馬売買方
之儀ハ、各取計筋ヶ条書を以、追而
可申違事

一、両中間村新堤堀方之儀、明十五日
より村々共一同取付、御普請

速ニ相済候様、取計可被申事
但、去春下郷村堤堀御普請

之節、各別出精一・二・三番ニ相
仕廻候村々ハ、丁場夫を以御

〔五丁裏〕

褒美被下筈、各別不埒 〔仕〕 廻方
延引之村方へハ、丁場夫増、過

急被仰付筈ニ候へとも、此節ハ不及其沙汰候「」 普請之節、
右之賞罰者、可被仰付候間、左様
相心得居可被申候、此節之御

普請者勿論、以後々々之儀茂
右之通候間、左様相心得居可被申候

一、当春願之新堤内田・竹崎・豊福

〔六丁表〕

近々御郡中立合夫積被仰付
筈ニ候間、左様相心得居可被申事

一、宇土御知行所村々、当春者

弥以竈改被仰付候間、早々文案

之通帳面調達可被仕事

右ヶ条之趣、御百姓中江茂不洩

様申聞可被置候、且又農業怠り

不申様被申付、平日各より茂

〔六丁裏〕

可被心を付儀、肝要ニ候事

以上

巳正月

(河江・廻江手水惣庄屋併勤)
藤井常右衛門

〔七丁表〕

米穀替口覚

一、上大豆 三合口

一、中大豆 四合口

一、下大豆 五合口

一、上小豆 貳合口

一、中小豆 三合口

一、下小豆 四合口

〔七丁裏〕

一、穉麦 老升ニ付、米五合宛

一、小麦 五合口

一、上胡麻壹升 代米老升五合

一、中上胡麻壹升 同老升三合

一、中胡麻壹升 同老升貳合

一、下胡麻壹升 同老升壹合

〔八丁表〕

一、粟貳升 同老升

一、稗三升五合 同老升

一、秬貳升五合 同老升

一、蕎麦三升 同老升

以上

文化六年正月写

〔八丁裏〕

覚

下益城河江手永竹崎村近方外料

医師無御座、急病人御座候節不弁利ニ

御座候間、宇土郡石橋村外料在医松岩

当分入医ニ頼申度、天明七年二月奉願候

同年四月願之通、当分入医御免被

〔九丁表〕

当時迄居住罷居申候処、去ル「」病死仕申候、

仰付置候間、処右松岩儀「」病死

仕申候、依之右松岩後家并俸无「」

本所石橋村之様引取○此段覚書

を以申上候、已上 竹崎村庄屋

文化七年正月 藤井常右衛門殿 秋岡吉左衛門

(下益城郡代)
安藤清助殿

〔九丁裏〕

御残候得共、意申候

以手紙得貴意申候、未得貴意申候得共、御安全

被成御勤、弥悦之御儀ニ奉存候、然者御村方

依

在医松岩儀、先年来願支配所へ当分

御免被仰付候付、御送り証文を以、仮人数ニ差加へ置申候処、

居住仕居申候処、此間病死仕候依之別紙

ニ付、

之通、河江御全所様へ御惣庄屋衆へ相達申候間、

依之

写入御覽申候、右之通付当跡家内式人

三人

〔十丁表〕

当影踏帳面差除申候間御村方人数

可被下候

被差加影踏被仰付候而有一一奉存候、則可被下候、

御送り証文一通返達仕候間、宜不頼仕候可被下候、右之段為可得貴意、如此御座候、已上
正月廿二日 竹崎村庄屋 秋岡吉左衛門

石橋村御庄屋 御庄屋様 宇助様

〔十丁裏〕

覚

浦山

一、植松千本

城ノ腰御山

一、同千五百本

了徳寺御山

一、同千五百本

中尾御山

一、同五百本

合四千五百本

但、本行之通植松仕候

〔十一丁表〕

一、檜実六斗五升

但、本行之通去冬拾置申候

右之通御座候間、覚書を以御達申上候、以上

竹崎村御山口

文化六年正月

平之允

同村庄屋

秋岡吉左衛門

(抄書・徳江・河江中米三村啓念)

丸山弥平次殿

〔十一丁裏〕

一、石土台十三間

代百八拾式匁

但、尅間ニ付十四匁宛 運上口錢共ニ

右之通、已当月十五日比、松橋津口 岸ニ而御約束可仕候事 □田川
已二月六日 竹崎 吉左衛門

八代

嘉七殿

天草金□

〔十二丁表〕

常右衛門殿

(ママ) 有

後光対

一、石観音一体

代百九拾目

高サ三尺

横壺尺四寸

妻壺尺式寸

覚

一、観世音一体

代百九十め

一、切石拾四間分

代百九十六匁

一間ニ付、十四匁

合三百八十六匁

内

百目前銀渡シ

残式百八拾六匁

内式百目 柳元より

八十六匁

一、櫛苗七千

六千五百本

竹崎村

森右衛門より

寸志願

〔十二丁裏〕

各村紺屋共藍瓶数之儀、去十一月 御改ニ相成、其節尅本宛ハ水取瓶之 名目ニ而無運上ニ而有之候処、当年よりハ 無運上之儀難被為叶旨ニ候間、右之趣、

紺屋共江申聞被置候、右本手改方として石井八十郎近々村々江入込之筈^二付

〔十三丁表〕

改之節、不都合之儀等無之様、可被相心得候、已上

二月廿一日 藤井常右衛門

村々

庄屋中

御内意之覚

一、櫛苗八千本

〔十三丁裏〕

右者、河江手永竹崎村森右衛門与申者受持之畑^二仕立置候を寸志^二

取上申度願出申候間、何とそ被召上

被下候様奉願候、為其覚書を以御内意

申上候、已上 竹崎村庄屋

巳二月 秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

〔十四丁表〕

(河江手永櫛楯見締)

高橋源兵衛殿

一、櫛木三拾本 五子山堤

一、同 三本 田中堤

一、同 式拾本 妙見堤

〔十四丁裏〕

各様弥御平安可被成御勤、珍重之御儀^二

奉存候、然者城ノ腰堤掛新井手、竹崎村御田地

之内平左衛門受持分、先達而各様御支配所より

堀方^二相成候由之処、極々深御座候而殘畝分

水保手申間敷、定而旱田^二相成、難渋

可仕候段、地主より相達申候^二付、見繕申候処、

相違之儀も無御座候、乍然御田地ハ何方も

水懸

同前之事^二付、御支配所〇宜相成候迎、支配所

〔十五丁表〕

早田^二相成候様^二堀下ケ方可被成様も無御座、

定而水保之仕法被付置候と奉存候間、

御様子貴答^二被仰知可被下候、勿論新井手筋

殘畝も御座候事^二付、最初堀方之節も、乍

不肖御立会可被下もの^二而者有御座間敷哉、

奉伺候

一、今日ハ支配所御田地竿入等被成候由承申候、

然処、豊福村御同様之由之処、^(豊福村庄屋) 恵左衛門方へ者

〔十五丁裏〕

御立会被成、私へ者御知らせも不被下、如何之

御様子^二而御座候哉、是又御様子貴答^二被

仰知可被下候

右之段、為可得貴意、如此御座候、以上

竹崎村庄屋

二月廿四日

秋岡吉左衛門

中間村御庄屋

幸右衛門様

下中間村右同

幸助様

右^二付而、頭百姓又助・長右衛門

罷越、何分宜ふと申候へ共、

返事被遣候様申遣候処、

両庄屋恵左衛門等迄^二参、

右同断申候而引取之由、

恵左衛門茂申聞候事

〔十六丁表〕

文化六年

河江手永竹崎村紺屋職運上改帳

三月

一、藍瓶六本

善次郎

但、御運上仕来候分

外ニ老本 当時増分
一、同四本 勇七
但、右同断

〔十六丁裏〕

外ニ老本 当時増分

右之通、今度相改申候処、相違無
御座候間、御達申上候、以上

竹崎村頭百姓
弥兵衛

同村庄屋

秋岡吉左衛門

石井八十郎殿
井原直平殿

〔十七丁表〕

三月四日八ツ比、井原殿御出、改帳御取、
紺屋二軒御見分相濟、直ニ北間村御移之事
弥御安全ニ被成御勤仕奉賀候、然者頃日
得貴意申候、城ノ迫新堤懸井手筋、竹崎村
方 之儀是又竿入等之儀 与

御田地畔御堀下ニ被成候付水保申聞敷、定而
定而 御

早申ニ相成可申与見込申候ハ其水保之仕法
被付置御申■仕候付御模様奉伺候処、御村

〔十七丁裏〕

方へ

役人衆拙宅へ被差越、尚各様方へも豊福
同役方へ御出も被下候、何事も宜敷候、被
仰置候段、恵左衛門方より申聞承知仕、先者
御困勞之御儀ニ奉存候、然処右一件ニ付而ハ支配所
御田地畚御村懸り新井手立方ニ付而ハ、
御村方より支配所役人共御知せも被下、御
元畝井手下際目極方御立会も被下御

存分之御計之御様子ニ付、支配所も甚
〔十八丁表〕 様ニ

当惑之事も仕候間、私より宜ク御願候事ニ
申上筈候処、

御存候処却而預御挨拶奉恐入候、拝顔

御礼可申上候得共、先以書中御返礼申上候
一、此日御答申上候二ヶ条、乍御面働可申上候
御様子被仰知可被下候、度々人遣も手数

之事ハ御存候間、此ものへ貴答奉得候
右之段為可得貴意、如此御座候、已上

三月五日

竹崎村庄屋
吉左衛門

〔十八丁裏〕

(中間村庄屋)
幸右衛門様

(中間村庄屋)
幸助様

〔十九丁表〕

覚

一、櫛苗八千本
内

森右衛門
寸志分

五百本

巳三月二日

式百五拾本

同日

内田村渡シ
浦川内村渡シ
豊福村渡シ

百三拾本

午二月廿六日竹崎長右衛門ニ渡ス

三千本

同二月廿八日小頭十助渡ス、廻江行

二千六百七十本

式百七十七本

〔十九丁裏〕

(後半頁余白)

〔二十丁表〕

御側御用

一、櫛苗千本

内

三百本

百八拾本

百五拾本

ベテ三百七拾本

内 拾五本

去辰三月高橋源右衛門渡シ

巳三月六日南萩尾村渡シ

差引 拾五本 過

〔二十丁裏〕

一、櫛苗

内

貳百本

八百八拾本

午二月廿六日竹崎専右衛門ニ渡ス

〔二十一丁表〕

此間者御紙面被仰付忝奉拜見候、益

御安全被相成御勤、珍重之御儀ニ奉存候、

然者、城ノ迫新井手筋竹崎村御田地懸

居申候処、掘方之節、御村方御役人衆へも

御立会不申、私共兩村ニ而取計掘方仕候処、

掘方深ク及早損可申与地主平左衛門より歎出

申候段、御委細被仰下趣承知仕、御尤ニ

〔二十一丁裏〕

奉存候、右者御積前之通、最少井手埋方

仕、寛を以水取仕候様可仕候間、左様被思召

可被下候、其節御立会不申候処、不念之至ニ

奉存候へ共、極急場之儀ニ付届兼、思召之程

前ニ奉存候、此段御用捨可被下候と奉願候、已上

三月六日

中間村庄屋

幸右衛門

下中間村庄屋

幸助

〔二十二丁表〕

秋岡吉左衛門様

右之返書參候、安心いたし居候処、三月九日

拙宅へ御出

井手筋立会、御惣庄屋衆○被申聞候付、袴田

前ニ罷出候処、同所前通井手ハ豊福井手ニ而候へ共、

竹崎村へも懸り申候ニ堤水打込流し候而ハ煩敷候間、

右井手ハ兩中間井手ニ致シ、竹崎村井手ハ田表

中通り掘方見立候様、勿論御年貢高役等ハ

〔二十二丁裏〕

中間より弁せ申候段、藤井常右衛門殿より被申聞候ニ付、

私一存ニ而究メ方難成御座候間、村役人中

立会相究メ、跡より御達可申上段申達候事

一、夫より城ノ迫堤水、大坪古井手之所引渡之所ニ

参り、寛を以水取之積之段申達候処、兩中間

庄屋中 御

○不気入候様子、御惣庄屋衆思案も得候ニ付

此一条ハ此間兩中間へ取遣仕、弥寛を以

水取方ニ相決、井手上下地主も安心仕居候段

〔二十三丁表〕

申達候処、夫持分ハ先寛を以水取候様、若

不弁利之節も有之候へ者、底窠樋ニ被成由

御申聞候事

一、右一件ニ付而ハ書外之事多有之、自身

申通強ク諸生不気入之様子有之候へ共、

人ハ一代名ハ未代、軽キ勤務書何ぞ

自身貌前ニ懸り可申様無御座、竹崎村

得計之念く之計安心いたし○今日 役ハ

【二十三丁裏】

三古

きりと心得、事畢而中間村井手
渡シ、竹崎村ハ新井手を以水引候へ者、経
塚之水分井手江立置候へ者、自然申分も無
算連弥左衛門田限ニ下り井手を潰し上ハ
井手迄ニなし候へ者、少も申分無御座候間、両中間・

親方殿同前ニ而

豊福同役衆左様被思召候様申達候処、○両中間ハ
合点少々疑ヒ申候様子ニ相見へ候へ共、豊福ハ

【二十四丁表】

井手筋無御座候而ハ用水ハ勿論

袴田辺ニ懸り来り候、田方○苗代等之水取難

成段、親方殿へ申達ニ相成候処、苗代田ハ引替

水

取計之筋も可有之、養■ハ城ノ迫堤水を

分水いたし可申、勿論地底代・御年貢等も相応ニ

弁へ候様被仰聞候処、庄屋恵左衛門より申達候ハ

当時迄無味ニ水取来候所柄ニ出来錢いたし

水取而ハ甚以難渋可仕与相歎キ申候へ共、

御承知無存、しかし両中間より無味之分水

【二十四丁裏】

支不申候ハ、御存知無之由被仰聞候まゝ

御引取候事

右経塚下り井手潰シ候へ者

右城之迫打入出水、竹崎村田方式町程ニハ懸り

来り申候間、相懸候分水被仰付被下様、御手代

今日

賀来太右衛門方を以申達置申候ニ付、○右之場所ニ而

可申達与■、心得居候処、豊福井手口潰レ候而、跡
水引ハ堤水夫ゆへ御年貢等弁へさせらる段 日照リニハ

被仰聞ニ付、いやく実ハ打入出水○大坪井手ニ

【二十五丁表】

落も不致段之事を二丁程へ懸り候段、申達ハ

右之通

只水引之積之所○出来錢とも当り候得者、

下り

永々之難渋、先止メニして経塚井手口

能イ序ニ打潰せハ中々二丁・三丁位之

事ニテハ無之候与了簡いたし、口軽ク

申達候処、右之通ニ相成事、一代之口切レ

存候事

経塚下り井手より豊福・中間・下中間より夏中

夜々ハ盗水多、何程之損ニ成来り候事

【二十五丁裏】

一、三月十日組頭二十人寄合仕、昨日

親方より新井手見寄様被申付候趣、

委ク申談際目立ニ罷越候事

二十人頭

弥兵衛・八左衛門・専右衛門・甚右衛門・善吉

八兵衛・彦七・喜右衛門・源兵衛・林右衛門

用助・仁助・喜七・次助・儀平

不参

平右衛門・林平・徳左衛門・九兵衛

同

同

【二十六丁表】

竹崎村水引井手場所替之儀、今日村

田表ニ見積

役人中立会、了徳寺下ヶ名○中通○際目立置申候

与、各様御村中御立会、御見繕御支配所

水引方^ニ障り無御座、弁利^ニ相成候哉、費地^{ハ、}
御氣^ニ入不申

小前しらへ御知せ可仕候、若木弁利候筋も御座候ハ、
御知せ可被下候、御望次第井手立方可仕候、右之段
為可得貴意、如此御座候、已上

三月十日 秋岡吉左衛門

【二十六丁裏】

幸右衛門様

幸助様

尚々此日者、御樽肴被下置難有

次第^ニ奉存候、扱乍輕少、餽酒一樽宛差上

申候、聊御返礼之印迄^ニ存候、御受納可被下候、已上

南手

得貴意申候、袴田墓所近所ノ井手往還より南ノ

方^ニ御座候を少之間敷北ノ方^ニ替申度、今日

【二十七丁表】

村役人見繕願出申候間、近日井手掘方

之砌御立会仕、御熟談仕度心組^ニ而御座候間、

左様被思召可被下候、委^(マ)才

其砌御相談可仕候、已上

三月一日

吉左衛門

幸右衛門様

幸助様

右之通克キ塩梅^ニ而経塚井手一筋^ニ

成申筈^ニ決居候処、豊福村中より前々より

【二十七丁裏】

分水仕成り申候井手、当時七田下ケ名願畑

作^ニ相成候迎、往々田作りも難計、何分井手

塞キ方ハ難成候故、障申出候付止メ方^ニ

相成候云く

【二十八丁表】

奉願覚

受敷老杖式百六十九番式畝之内

老一、よきと茂木老本 元廻六尺七寸

二一、たふの木老本 同五尺七寸

三一、よきと茂木老本 同六尺老寸

木数合三本

此運上銭

【二十八丁裏】

右者、河江手永竹崎村私居屋敷添受敷^ニ

立居申候雑木右之通

立木御本方高地作障^ニ相成申候間、

相応之御運上銭を以私へ被為拝領、剪方

御免被仰付被下候様奉願候間、此段宜敷

被成御達可被下候、為其覚書を以申上候、已上

竹崎村願主

文化六年三月

安兵衛

同村御山ノ口

平之允

【二十九丁表】

同村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

丸山弥平次殿

(下益城郡代)
安藤清助殿

願之通被仰付候事

【二十九丁裏】

文化六年

河江手永竹崎村へ櫛苗相渡申候小前帳

三月

秋岡吉左衛門

一、櫛苗拾五本 孫左衛門

(朱書) △

一、同 五百七拾本

(朱書) △

平右衛門

【三十一丁表】

一、同 五拾本 八左衛門 一、同 貳拾本
 一、同 拾本 九右衛門 一、同 三百本
 一、同 百本 仙右衛門 一、同 六本
 一、同 五本 勘左衛門 一、同 拾五本
 一、同 五拾五本 吟平 一、同 五本
 一、同 五本 夫兵衛 一、同 拾四本

太郎右衛門
 孫四郎
 彦三郎
 藤助
 七助

△(朱書)

一、同 四拾本 平次郎 一、同 五本
 一、同 四拾本 九兵衛 一、同 廿本
 一、同 拾五本 次八 一、同 八本
 一、同 貳百本 八兵衛 一、同 三拾五本
 一、同 廿五本 彦七 一、同 三拾本
 一、同 四拾本 庄右衛門 一、同 拾本
 一、同 八拾本 又平 一、同 五本
 一、同 三拾本 源兵衛 一、同 貳拾本

伊平
 半七
 忠平
 万蔵
 久七
 太七

△(朱書)

【三十一丁裏】

一、同 廿本 善兵衛 一、同 三十本
 一、同 百五拾本 安兵衛 一、同 拾本
 一、同 八拾本 堤床 一、同 拾本

市右衛門
 弥左衛門

合貳千七拾壹本
 右之通、私仕立櫛苗木小前くへ相渡
 申候、已上

【三十一丁表】

高橋源兵衛殿

巳三月 竹崎村庄屋
 秋岡吉左衛門

差出

唐人町博多屋庄兵衛抱 只七 受人 安平
 一、地奉公 耆人 門助

綾部四郎助殿御抱 一、同 耆人 茂七 受人 善七
 右之通御座候、已上 徳兵衛

【三十一丁裏】

文化六年四月 秋岡吉左衛門

(常右衛門) 藤井殿

文化六年

下益城河江手永竹崎村宮村平馬殿上知高物成 目録

四月

【三十二丁表】

撫高九拾九石八斗貳升四合九勺九才
 一、現高百四拾五石九斗七合三勺六才
 内四石九斗壹升 万引高
 御土物成四拾三石九斗壹升八合壹勺貳才

【三十二丁裏】

高三ツ壹朱 撫高四ツ三分九厘五毛壹弗
 米壹石三斗壹升七合五勺四才 三ノ口米
 本口合四拾五石貳斗三升五合六勺六才
 右者、下益城河江手永竹崎村宮村平馬殿
 上知高物成目録、相違無御座、相調
 差上申処、如件

文化六年四月 市右衛門

竹崎村帳本

同村庄屋 秋岡吉左衛門

安藤清助殿 藤井常右衛門殿

【三十三丁裏】

津端御蔵太米納、近年相増御不益ニ付、減石之仕法去秋及達候処、種子卸後ニ而減石難相成申出候手永くも有之、右及達候通ニ候得者、強而減石被仰付候而者難渋ニ可有之趣を以、筋付被下たる事ニ候間、当年之儀者其覚悟を以、手配も可致儀ニ者候得共、当納米之節ニ至、色々願出候様ニ有之候而者煩敷、弥以当年之儀手永々々御割賦高を越不申候様、種子卸之節より其手当いたし、当秋ニ至、若増納米願出候分者

【三十三丁裏】

及達置候通、定替口ニ三合宛之増納被仰付候間、右之趣を以精々致手配候様可有御達候、以上

二月朔日

御郡代衆中

御奉行中

諸御郡江被渡下候鯨油明樽之儀、返納被仰付、土肥市兵衛江御払ニ相成来候処、右之通ニ而ハ在中より持出方難渋之様子ニ相聞、既ニ去年も代錢上納願出候ケ所も有之候付、以来ハ樽之善

【三十四丁表】

悪ニ不抱、壹挺ニ付式匁五分宛ニシテ、惣而代錢上納被仰付候条、可有其御達候、以上

御郡方

二月十九日

御郡代衆中

御奉行中

在中火用心之儀ニ付而者、兼而及達置、且旧冬も委細及達候通ニ付、弥以入念候様会所くより不洩様申付候様可有御達候、已上

三月十九日

御郡方

御奉行中

【三十四丁裏】

右之通候条、左様被相心得、不洩様可有御達候、已上

三月廿日

御惣庄屋中

安藤清助

歩御小姓列

高橋源兵衛

右者、唐物抜荷改方御横目被仰付、御郡代手附横目兼帯、并櫛楮見締をも直ニ兼勤申付候

【三十五丁表】

右之通今日申渡候間為御承知申達候、寺社御家人中下方へも可被知置候、以上

三月廿一日

安藤清助

今度

御誕生様御称号、御名長岡猪八郎殿与被進奉恐悦候、尤御中老以上者殿与唱可申旨被仰付候、此段触之面々へも可被相知候、以上

三月廿四日

奉行所

【三十五丁裏】

右之通候条、被奉承知、御支配方へも可被相知候、以上

三月廿五日

(奉行) 町孫平太

(奉行) 下津久馬

御積気段々御快方ニ被為在候ニ付、来月七日五半時之御供揃ニ而可被遊

御癸駕旨被

仰出候段、御用番被申聞候条、可被奉承知候、以上

四月十四日

町孫平太
下津久馬

【三十六丁裏】

今度 御誕生様御名御達之通ニ付、

猪之字を付居候もの者、同音之字たりとも

改ニ相成候様、此段寺社御家人中末々子弟迄も

各様より被附御心候様、可得其意旨ニ御座候、以上

下益城

四月十五日

物書中

下益城

御惣庄屋衆中

口上書

【三十六丁裏】

先達而於江戸

御城 御男子様御誕生被為在候処、思召

有之候ニ付、表向御弘メ者不被 仰出候、

御名之儀者、松平友松様与奉称候旨御触

有之候、依之右之通唱之名附居候者へ改可

申旨被仰出候間、被得其意触之面々へも可被

達候、以上

四月十五日

奉行所

【三十七丁表】

右之通候条、被奉得其意御支配方へも可被達候、

以上

四月十五日

町孫平太
下津久馬

御郡代当分役迄当り

蚕飼方桑仕立方之儀ニ付而者、追々御達之趣

及達置候処、最早年久敷事ニ候得者、取行候

村々も候得共、一統へ者被行兼様子ニ相聞候、其

【三十七丁裏】

土地相応く桑植付、蚕飼方いたし候得者、

第一養蚕之御趣意相立、且下方為合ニも被

立置候得共、其後各引受ニ被仰付置事ニ候へ者、

一概ニ者難申候得共、桑生育可致土地ニ植付

届兼居候而者、先年被仰付置候御趣意も相立

不申事ニ候、併桑仕立之儀者養蚕之土台ニ候処、

苗木之手当無之候而者其取ルも難成、因之

当時桑実熟之時候ニ付取方有之、御山

支配役宅近辺ニ而相応之所柄被見計、成 夫 (ママ)

【三十八丁裏】

余計ニ実時可被致置候、左候ハ、暢立候上ニ而夫々

植付可被申候、尤苗立之様子、其節ニ至内意被申

達候ハ、植付場所之儀者是よりも可申談候、右仕立方

出精之面々ハ、御家人子弟之内たり共、其程ニ応シ

相応之御賞美被仰付ニ而も可有之候、且又

蚕飼方之儀者桑有之ケ所く者取行候様、其

村々之模様被見計、夫々可有教諭候、則先年

及達候別冊相添申候条、村役人共へも寄々可被

申示候、以上

【三十八丁裏】

四月

下益城

御惣庄屋中

安藤清助

覚

蚕飼方桑仕立方之儀ニ付而者、追々被及御沙汰、

此方よりも度々申渡置候事ニ候、然共未何れ之

御郡も余計之桑木数無之、蚕を養候者茂

夫

者ニ心候ニ付、各随分委敷被用心、桑苗仕立等

弥以心懸宜生立候様可被仕候、右之儀者段々

〔三十九丁裏〕

被仰付置候趣も有之、畢竟下方利潤^ニ成候様^ニとの儀^ニ候間、此所も何れも合点仕候様可被申付候

一、桑仕立方之儀、所^ニより間^ニ者、御用木之様相心得候者も有之候様相聞候、右者桑木余計^ニ持、又者蚕飼不申者相応之価^ニ而売渡候儀、勝手次第之事^ニ候間、桑植候土地持居候者共へ者随分仕立候而、面々之利益^ニ成候様可仕候

一、村役人共之儀者、右桑仕立蚕養方^ニ付、六ヶ敷相

〔三十九丁裏〕

心得不申候様心を附、随分養方之法行^レ候様可仕候

一、当時桑之実みのり候時分^ニも候間、村々^ニおゐて拾イ候而、面々屋敷畔^ニも仕立候様、右受込之面々御山支配役者空地等をも見立候而、随分桑仕立候様可被仕候、右仕立方^ニ付而も、下方六ヶ敷不存様可被相心得候、尤榭拾イ候儀者、村々^ニ而

(ママ) 子 共 ^ニ而も雇候敷、又者所^ニより候而者、拾イ人夫方^ニ而も相渡候様可致候、右榭拵候儀、何村々地床何程^ニく

〔四十丁表〕

仕候儀、一手永限書付被相達候ハ、御郡横目被指出、見分も可被仰付由^ニ候間、左様相心得可被申候

一、蚕飼候も殺生之罪^ニ成候様承得居候ものも有之様子^ニ相聞、先年御沙汰も有之候通耕作養蚕者在方^ニ一統之産業^ニ而、蚕を養候者罪^ニ可成様無之事^ニ候、随分すゝみ候而養候様可被申付候
右之通今度一統申談候間、弥以各并村

〔四十丁裏〕

役人共も心懸養蚕致繁昌候様、可被相心得候、以上

明和元年四月

御郡代中

御惣庄屋中

御山支配役中

横目役中

桑仕立受込

一領一疋中

〔四十一丁表〕

猪八郎様御事、当秋被成御出府候様被

仰付候、此段触之面々へも知せ置可申旨、御用番

被申聞候条、被奉承知、御支配方へも可被知置候、以上

五月朔日

町孫平太

下津久馬

右之通候条、被奉承知、尤達方之趣ハ例之趣を以可有御取計候、已上

介

五月二日

安藤清助

〔四十一丁裏〕

各御支配御郡々々^ニ而御手当馬之儀、長崎之方ハ乗馬被指出方角違^ニ、若御人数被指出候節者

熊本宿馬被召仕、猶御人数被差出候得者、高橋・河尻・宇土・小川之駒馬被召仕管^ニ候、右之通^ニ付

在中御手当之儀者、被差止飼料大豆も不被渡下候間、可有其御達候、尤駒馬^ニ而及不足候節ハ無支様兼而御手当被致置申達次第牽出

候様、且又八代・佐敷之儀者、在馬被召仕候間、

〔四十二丁表〕

是又手配^ニ相成居候様、夫々及御達可被置候、以上

一、高橋・河尻・宇土・小川駒馬被召仕候節者跡馬

方角之村々より在馬被指出候間、手配無

支様兼而及達可被置候、此段飽田・託麻・宇土御同役へも可有御通達候、以上

正月廿二日

御奉行中

右之通候条、左様被相心得、可有其御達候、以上

二月四日

安藤清助

〔四十二丁裏〕

藤井常右衛門殿

為承知

(小川人馬所横目役)
藤井善左衛門殿

右之通候条、左様被相心得、可有其達候、以上

五月十七日

藤井常右衛門

〔四十三丁表〕

文化六年

下益城河江手永竹崎村御山内曲木御払奉願候小前帳

五月

了徳寺御山

一、松木壺本

元廻四尺

此斤数六百斤

代錢四匁二分

興浄寺御山

同所

一、同壺本

元廻四尺八寸

此斤数六百斤

代錢四匁二分

〔四十三丁裏〕

同所

三、松木壺本

元廻三尺八寸

此斤数四百斤

代錢貳匁八分

同所

四、同壺本

元廻五尺九寸

七寸

此斤数千斤
代錢七匁

同所

五、同壺本

三尺三寸
元廻貳尺木寸

此斤数三百斤

代錢壹匁四分

〔四十四丁表〕

同所

六、同壺本

元廻四尺式寸

此斤数三百斤

代錢貳匁壹分

同所

七、同壺本

元廻三尺六寸

此斤数四百斤

代錢貳匁八分

同所

八、同壺本

元廻四尺四寸

六百斤

此斤数四匁貳分

代錢四匁貳分

〔四十四丁裏〕

興浄寺

九、同壺本

元廻四尺五寸

此斤数七百斤

代錢四匁九分

同所

十、同壺本

元廻三尺五寸

此斤数三百斤

代錢貳匁三分

同所

十一、同壺本

元廻三尺式寸

此斤数四百斤

代錢貳匁八分

〔四十五丁表〕

同所
十二 一、同老本
此斤數五百斤
元廻三尺六寸

代錢三匁五分

木數合拾式本

此斤數六千斤

代錢四拾式匁

但、百斤ニ付七分宛

右者、今度御山々曲木立分剪払被仰付候ニ付而、

御委細御達之趣奉得其意候、河江手永竹崎村

御山内右之松木曲木ニ而、被立置候而も往々

〔四十五丁裏〕

御用ニ相立申木筋無御座候間、右之通斤數積

仕御達申上候間、御払被仰付被下候様奉願候、

為其小前帳調上申候、以上

六

竹崎村御山口

文化末年五月

平之允

同村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

丸山弥平次殿

〔四十六丁表〕

覚

一、惣田畝數六拾壹町七反七畝六步

上知
御給知

内

三町 木皮八畝廿壹步 諸床願畑作

三反七畝九步

残五拾八町三反九畝廿七步

内

四拾町程

白干

四町九步

〔四十六丁裏〕

六町五反程
拾壹町八反九畝廿七步
黒干
地水有

一、田畝四反八畝拾式步 白干 新地方
右者、七月九日迄之改前、右之通御座候、以上
文化六年七月
秋岡吉左衛門

(常右衛門)

藤井殿

〔四十七丁表〕

両中間新堤床地代

城ノ腰田拾式枚

八百四拾六番

一、田九畝拾五步

内下々壹畝廿七步

庄右衛門

三下七畝拾八步

高

巳七月十一日受取申候

此地床代三百八拾目(丸印)

忠兵衛(丸印)

了德寺田四枚

百三十一番 四畝廿四步之内

一、上田壹畝廿壹步

巳七月十一日受取申候

弥左衛門

高

巳七月十一日受取申候

此地床代六拾八匁(丸印)

作兵衛(丸印)

〔四十七丁裏〕

了德寺壹枚

百三拾式番 壹畝拾五步之内

一、下々田式拾壹步

巳七月十三日受取申候

平左衛門

高

巳七月十三日受取申候

此地床代式拾八匁(丸印)

平左衛門(丸印)

同所田

一、

巳八月五日受取申候

權右衛門

高

地床代拾式步

拾六匁(丸印)

伊右衛門(丸印)

拾六匁(丸印)

〔四十八丁表〕

同所田

一、上六步

安兵衛

高
地床代 八匁(丸印) 巳八月五日受取申候
林右衛門(丸印)

同所田
一、 源兵衛

高
地床代拾貳匁(丸印) 巳八月七日受取申候
源兵衛(丸印)

〔四十八丁裏〕

了徳寺田
一、 七兵衛

高
地床代拾六匁(丸印) 九月廿三日受取申候
儀七(丸印)

同所田
一、 久八

高
地床代八匁(丸印) 九月十八日受取申候
伝七(丸印)

〔四十九丁表〕

同所畑
一、 彦右衛門
同人(丸印)

高
地床代四匁 九月十八日受取申候(丸印)

堤床
田畑畝合耆反三畝拾五歩

井手床
高
此地床代五百四拾目 両中間より受取
四十 右之通相渡印形
但、耆反_二付、四百目宛 取置候也

〔四十九丁裏〕

一、 藁こも六枚 作夫式人

右こるい御開井樋御ふしん枚

覚

一、 男女四百五拾四人 式百七拾文

此鳥目式貫主申末
七拾文錢_キシテ主拾貳匁木分

一、 同三拾文 合式貫三百文 秋岡吉左衛門

〔五十丁表〕

七拾文錢_キシテ三拾貳匁六分

右者、竹崎村人別出銅、右之通取立上納
仕候、以上 竹崎村庄屋

文化六年十一月 秋岡吉左衛門

藤井殿

〔五十一丁裏〕

(後半頁余白)

